

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県知事から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 桜井市大字西之宮（桜井県営住宅敷地周辺）
- 三 測量の終了年月日 平成二十八年九月三十日